

空き家を所有されている方



まずはご連絡ください!



越前町では、空き家が年々増加しています。この空き家を活用するため、町には空き家を売りたい方や貸したい方と利用したい方とを結びつけるための情報を町のホームページ等で紹介する「空き家情報バンク制度」があります。また、バンクに登録した物件には、購入や改修、片付けにかかった費用の一部が助成される特典(条件有)も用意しています。

最近では、町外の移住希望者からの住まいに関する問い合わせが増えていますが、「住んでもいいよ」「売ってもいいよ」という空き家が足りない状態です。空き家を所有されている方はぜひご連絡ください。

「空き家情報バンク」登録に必要なステップ

「お問い合わせ」から「買いたい人・借りたい人」に届くまで

①「空き家情報バンクに登録したい」旨を町に連絡

空き家を売りたい・貸したいとお考えの方、活用を迷っている方はお気軽にご相談ください。

②「申込書」「登録カード」「位置図」「間取り図」「写真」を準備

登録に必要な書類等に必要事項を記入し窓口に提出してください。
必要書類は町ホームページからダウンロードすることもできます。

③仲介業者の選定依頼

町から福井県宅地建物取引業協会へ業者選定を依頼します。

④仲介する不動産業者の決定および現地立会い

仲介業者の決定後、日程調整の上、所有者、不動産業者、町職員の3者で立会いします。

⑤媒介契約の締結

⑥町や不動産業者のホームページ等に掲載

⑦ホームページ等を見た「買いたい人・借りたい人」から連絡

交渉希望があった場合、利用希望者から仲介業者に直接連絡が入ります。
その後、双方または仲介業者との交渉になります。
(町は交渉・契約には関与しません。情報公開のみ行います。)

⑧交渉・契約成立

宅地建物取引業者の仲介で売買・賃貸契約を締結します。



注意

- 放置期間が長く、倒壊など著しい保安上危険となる恐れのある家屋は、お断りする場合がございます。
- 申し込みのあった物件を取り扱おうとする意思のある不動産業者が集まらない場合は、空き家情報バンクへの登録はいたしかねます。



空き家情報バンクに関するお問合せ 越前町定住促進課 電0778-34-8727(直通)

<https://www.town.echizen.fukui.jp/kurashi/04/09/p003287.html>



空き家とセットで農地が



取得しやすくなりました!



農地を売買・贈与したり貸し借りする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。その許可基準のひとつに、許可後に耕作する農地の面積が「50a (5,000㎡) 以上になること」という規定があります(下限面積)。越前町農業委員会では、平成31年3月より空き家情報バンクに登録された空き家とセットで農地(遊休農地)を取得する場合に限り、下限面積要件を1㎡まで引き下げました。

条件

- 越前町空き家情報バンクに登録された空き家に付属した農地であると農業委員会が指定した農地
- 指定の要件として、空き家と農地が隣接していること、他に賃貸借等されていないことなど
- 空き家と一緒に取得や貸し借りをすること

※農地取得の際には農地法第3条の許可申請が必要になりますので、下限面積以外の3条許可要件を満たす必要があります。

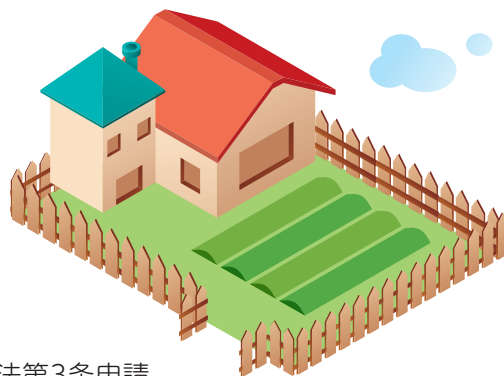
手続きの方法

●空き家と農地を売りたい、貸したい方

- ①空き家情報バンクに空き家を登録
- ②農業委員会へ空き家に付属した農地指定申請書を提出
- ③現地を確認して指定されれば越前町空き家情報バンクに農地付き空き家として掲載

●農地付き空き家を買いたい、借りたい方

- ①取得したい空き家について交渉・契約
- ②取得する空き家に付属した農地について農業委員会へ農地法第3条申請
- ③月末の農業委員会総会で審議されて許可が下りれば許可書発行



農地の権利移転に関する問い合わせ

越前町農業委員会事務局 ☎0778-34-8704(直通)

<https://www.town.echizen.fukui.jp/kurashi/04/09/p006722.html>



よくある Q&A



Q.片付けができていないんだけど

A.そのままでも大丈夫です。「空き家情報バンク」に登録が完了しましたら、「空き家片付け支援補助金」などの支援制度をご活用いただけます。

Q.本当に売れるの?

A.移住希望者の中には、古民家に住みたいという人も少なくありません。売買よりも賃貸の方が人気ではありますが、ぜひ一度お問い合わせください。

Q.どんな不動産業者が来るの?

A.宅建協会に所属している実績のある不動産業者ですので、ご安心ください。

Q.所有者本人じゃないんだけど

A.「空き家情報バンク」の申請は、本人でなくても大丈夫です。ただ、不動産業者との契約は所有者本人または相続人である必要があります。一度お問い合わせください。

Q.農地があるんだけど

A.「空き家情報バンク」は建物のみの取り扱いですが、住宅付近にある農地と合わせて話を進める場合もありますので、農業委員会までお問い合わせください。農業委員会へ空き家に付属した農地指定申請書を提出し、指定されれば越前町空き家情報バンクに農地付き空き家として掲載されます。